

# 埼玉県建築物環境性能表示制度

## 運用マニュアル

**埼玉県分譲マンション環境性能表示**



緑化率 **40%** CO2削減率 **25%**

主 な 特 長	屋上緑化	壁面緑化	ビオトープ
	太陽光等発電	太陽熱利用	雨水利用
	L E D	省エネ設備	電気自動車スタンド
	二重サッシ	複層ガラス	真空ガラス
	耐震性 1.25 倍	制 震	免 震

**総合評価** ★★★★★

本表示は建築主の自己評価に基づくものです。

**CASBEE** 埼玉県 **20XX**

埼玉県都市整備部建築安全課

令和8年4月更新

# 目次

---

## はじめに

1. 埼玉県建築物環境性能表示制度について	
1.1 制度の概要	3
1.2 制度の根拠規定等	4
2. 標章（ラベル）の表示内容	
2.1 総合評価	5
2.2 緑化率・CO <sub>2</sub> 削減率	6
2.3 主な特長	7
3. 標章（ラベル）の作成方法	
3.1 建築物環境性能表示様式	8
3.2 表示が必要となる販売広告	9
3.3 建築物環境性能表示の標章（ラベル）の作成	9
4. 販売代理者等の受託者の責務	13
5. 建築物環境性能表示の表示の届出	13
6. 建築物の環境性能変更後の表示の取扱い	14
7. 購入者等への説明	14
8. 指導・助言・勧告	15
9. その他の注意事項	15
10. 建築物環境性能表示の手続き（フロー図）	16
11. 届出様式及び注意事項	17

## 資料編

1. 埼玉県地球温暖化対策推進条例（抄）	1
2. 埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（抄）	1
3. 届出様式	9
・様式第7号（第11条関係）特定建築物工事完了届出書	
・特定マンション工事完了環境性能表示チェックリスト	
・様式第7号の2（第12条の5関係）建築物環境性能表示の表示（変更）届出書	
4. 埼玉県地球温暖化対策推進条例の規定に基づく建築物対策指針	12
5. 埼玉県建築物環境性能表示基準	14
6. 不動産広告	19
・宅地建物取引業法による「誇大広告の禁止」と「広告の開始時期の制限」の規定	
・公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会による「自主規制」規約	

# はじめに

---

建築物は、建設時のコンクリートなどの資材の利用、照明や空調等によるエネルギーの消費、解体の際の廃棄物の発生など、建設から解体までを通じて環境に様々な影響を与えています。

埼玉県では、平成 21 年 10 月 1 日から建築物における地球温暖化対策を進めるため、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」に基づく「埼玉県建築物環境配慮制度」を実施しています。

この制度は、建築物の省エネルギー、省資源・リサイクル、周辺環境への配慮や緑化対策など、環境への取組を「CASBEE 埼玉県」により自己評価し環境配慮をお願いするものです。

当該制度は、対象となる一定規模以上（床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup>以上）の建築物の所有者等が「特定建築物環境配慮計画」を県に提出し、その環境配慮の概要を県のホームページなどで公表するものです。

また、分譲マンションの場合は、この届出に加えて、その販売広告に「特定建築物環境配慮計画」で評価した環境配慮の結果を「建築物環境性能表示」として表示する制度を平成 23 年 7 月から導入しました。

本マニュアルは、「建築物環境性能表示制度」について分譲マンションの事業主や設計者の方々にご理解いただき、環境配慮の取組を積極的に進めていただくために作成しました。本マニュアルの使用に際しては、埼玉県建築物環境配慮計画作成マニュアルと併せて御活用ください。

最後に、さる平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に起因する電力不足を契機に、地球温暖化対策である節電の取組や自然エネルギーの活用に社会が注視しています。地球温暖化を防止するためにも、本制度の趣旨をご理解いただき、環境配慮の取組が広く普及していくことを期待します。

# 1. 埼玉県建築物環境性能表示制度について

## 1.1 制度の概要

埼玉県建築物環境性能表示制度の概要は以下のとおりです。

### (1) 建築物環境性能表示の目的

平成 21 年 10 月 1 日から、一定規模以上（床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup>以上）の建築物を建築する場合、建築主は「特定建築物環境配慮計画」を作成し環境への配慮を検討することになっています。

そして「特定建築物環境配慮計画」の対象である分譲マンションの環境への取組結果を販売広告等に表示する制度が建築物環境性能表示制度です。

建築物環境性能表示の目的は、販売広告等を行う際に、建築物の環境性能に関する情報を広告上に表示し、購入予定者に対しその情報を提供することです。

目的として

- 購入予定者に対して、一定基準で評価した建築物の環境配慮事項を知らせることで環境に配慮したマンションを選択できる。
- 太陽光等の活用など環境に配慮した建築物が、より評価される社会環境の形成を図る。
- 社会環境の形成とともに建築主が自主的に環境配慮に取り組むことを促し、地球温暖化対策を推進する。

以上の 3 点を掲げています。

### (2) 表示等の対象となるマンション

次の条件を満たす販売を目的としたマンションが表示の対象となります。

- ①住居部分の床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup>（住居の用に供する部分に係る廊下、階段その他その共用に供する部分を含む。）以上のマンション（以下「特定マンション」という。）  
※店舗等を併設した場合は、住居以外の部分の面積を含めず住居部分の床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup>以上のものに限ります。
- ②平成 23 年 7 月 1 日以降に特定建築物環境配慮計画を県に提出した特定マンション  
※平成 23 年 7 月 1 日以前に特定建築物環境配慮計画を県に提出した特定マンションも任意での表示は可能です。
- ③建設地がさいたま市及び川越市以外であるマンション

### (3) 表示の対象となる広告

次の広告のうち価格及び間取りが掲載されている広告が対象です。

- ①折り込み広告、雑誌、パンフレットなど（A4判のサイズを超える広告が対象です。）
- ②CD-ROM、DVD など
- ③インターネットの広告  
※広告に表示した日から 15 日以内に、特定建築物環境配慮計画を提出した県の機関に届け出てください。  
※環境配慮計画を提出した直後に発行する広告から表示が必要になります。  
※特定マンションの完成後 1 年間以内に発行する全ての販売広告に表示が必要となります。

#### (4) 建築物環境性能表示の内容

建築物環境性能表示の内容は「埼玉県建築物環境性能表示基準」のとおりです。

## 1.2 制度の根拠規定等

埼玉県建築物環境性能表示制度等は、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」に位置付けられています。

※は、建築物環境性能表示制度に直接関係する部分を示します。

- 建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等（第 18 条）
- 建築物対策指針の策定（第 19 条）
- 特定建築物環境配慮計画の作成等(第 20 条)
- 特定建築物環境配慮計画に係る工事の完了の届出（第 21 条）
- 特定建築物環境配慮計画等の公表（第 22 条）
- 表示基準の策定（第 22 条の 2）※
- 建築物環境性能表示の表示（第 22 条の 3）※
- 建築物環境性能表示の届出（第 22 条の 4）※
- 建築物環境性能表示の公表（第 22 条の 5）※
- 環境への配慮に係る性能の評価の説明（第 22 条の 6）※
- 表示の制限（第 22 条の 7）※
- 立入検査等（第 55 条）
- 勧告（第 56 条）

また、届出や手続きの相談窓口は、埼玉県建築物環境配慮制度と同じ建築場所の市町村を管轄する県内 3 か所の建築安全センターと秩父駐在です。

ただし熊谷市内における計画で、届出を行う場合は熊谷市が担当窓口となりますので、ご注意ください。

#### ■ 届出先

○川越建築安全センター

川越市新宿町 1-17-17（「ウエスタ川越公共施設棟 4 階」川越地方庁舎内）  
TEL：049-243-2102

○熊谷建築安全センター

熊谷市新堀 500（熊谷県土整備事務所内） TEL：048-533-8775

○秩父駐在

秩父市下影森 1002-1(秩父県土整備事務所内) TEL：0494-22-3777

○越谷建築安全センター

越谷市越ヶ谷 4-2-82 TEL：048-964-5294

## 2. 標章（ラベル）の表示内容

### ■緑化率及びCO2削減率

埼玉県の環境配慮の重点項目である「緑化率」と「CO2削減率」の数値を入力します。

### ■主な特長

環境性能を表示する建築物の環境配慮の特長を、「主な特長」欄から該当する項目を黒字で表示します。この場合、特定建築物環境配慮計画の「評価結果シート」に、主な特長として表示する事項が記載されていることが必要ですので注意してください。

### ■総合評価

特定建築物環境配慮計画の評価結果シート（CASBEE 埼玉県による環境性能の評価結果）に基づき、「総合評価」を建築物の環境効率（BEE）ランク（★の数）で表示します。



### 2.1 総合評価

CASBEE 埼玉県による総合評価結果を表示します。

「BEE 値によるランク」と総合評価におけるランクの表示

ランク	評価	BEE 値ほか	ランク表示
S	素晴らしい	BEE=3.0以上、かつ Q=50以上	★★★★★
A	大変良い	BEE=1.5以上3.0未満	★★★★☆
B+	良い	BEE=1.0以上1.5未満	★★★★☆
B-	やや劣る	BEE=0.5以上1.0未満	★★★★☆
C	劣る	BEE=0.5未満	★★★★☆

## 2.2 緑化率・CO<sub>2</sub>削減率

特定建築物環境配慮計画では、県の環境施策等を踏まえて設定した「緑の保全・創設」と「WLC（ホールライフカーボン）の削減」の2つの重点項目に対する取組を評価することになっています。

### (1) 緑の保全・創設

既存の樹木の保全や敷地内の緑化、建物の屋上緑化、壁面緑化などにより、潤いのある都市空間の創出について評価しています。

環境性能表示で表示する緑化率は、次の外構緑化指数で表すことにします。

○算定式

$$\text{外構緑化指数} = \frac{\text{外構緑化面積}^{\ast 1})}{\text{外構面積}^{\ast 2})} \times 100 (\%)$$

※1) 外構緑化面積とは、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則別表3、3の2に掲げる方法により算定して得た敷地内地上部の緑化面積の合計とします。

・樹木の緑化面積＝次の条件を満たすAの面積

$$A \leq 18B + 10C + 4D + E$$

{	A : 樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域の面積
	B : 高さが4.0 m以上の樹木の本数
	C : 高さが2.5 m以上4.0 m未満の樹木の本数
	D : 高さが1.0 m以上2.5 m未満の樹木の本数
	E : 高さが1.0 m未満の樹木の本数

- ・芝、コケその他の地被植物又は多肉植物の植栽の緑化面積  
＝植栽面積×0.9
- ・草花その他これに類する植物の植栽の緑化面積＝植栽面積×0.9
- ・ツル植物の植栽（壁面の緑化に限る）の緑化面積は、イ及びロによる。  
イ 緑化のための補助資材面積  
ロ イ以外の場合は、壁面の直立部分の水平投影長さ×1.0 m
- ・生け垣の植栽の緑化面積＝生け垣の水平投影長さ×高さ
- ・高さ4.0 m以上の樹木の植栽（生け垣除く）  
＝（樹木の高さ×6/10×1/2）<sup>2</sup>×π

※2) 外構面積とは、敷地面積から建物面積（建築面積及び附属物面積）を除いた面積となります。

## (2) WLC (ホールライフカーボン) の削減

特定建築物環境配慮計画では、太陽光などの自然エネルギーの利用、省エネ設備の導入、建築物の長寿命化などにより、建設から解体までに発生するCO<sub>2</sub>等の温室効果ガス(GHG)の排出量の削減を評価しています。

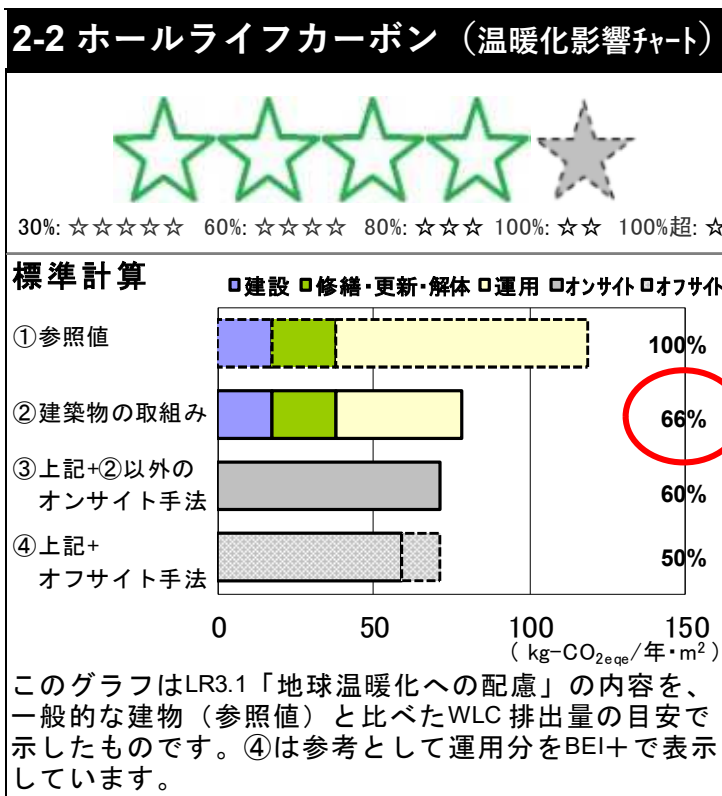
CASBEE 埼玉県の評価結果シートの「2-23-ホールライフカーボン(温暖化影響チャート)」の評価対象である建築物のCO<sub>2</sub>削減率を数値で表示します。

この値は、一般的な建築物(参照値)の排出量と比べた当該GHGの排出量の削減率を表示するものです。

### ○算定式

$$\frac{\text{参照値の値 (100\%)} - \text{建築物の取組みの値の削減割合}}{\text{参照「CASBEE 埼玉県」の結果シート}}$$

参考「CASBEE 埼玉県」の結果シート



この例では、評価対象建築物の排出量が参照値に対して66%であるため、環境性能表示に入力する値は、34%となります。

## 2.3 主な特長

マンション購入者が環境に配慮したマンションを選択するため、特に優れている環境配慮の特長を表示するものです。

環境配慮の特長として、あらかじめ県が定めた主な特長(P10、11参照)から、該当する項目を選んで黒字で表示します。該当しない項目については灰色のまま表示することになります。

### 3. 標章（ラベル）の作成方法

#### 3.1 建築物環境性能表示様式

標章（ラベル）は、CASBEE 埼玉県の評価ソフトにより評価した評価結果をもとに建築物環境性能表示様式を修正し使用してください。

標章を広告等に表示する際は、色やサイズなどを埼玉県建築物環境性能表示基準に基づき表示してください。なお、標章（ラベル）には、カラーと白黒があります。

##### ■カラー表示例

**埼玉県分譲マンション環境性能表示**

緑化率 40% CO2削減率 25%

主 な 特 長	屋上緑化	壁面緑化	ビオトープ
	太陽光等発電	太陽熱利用	雨水利用
	L E D	省エネ設備	電気自動車スタンド
	二重サッシ	複層ガラス	真空ガラス
長	耐震性 1.25 倍	制 震	免 震

**総合評価** ★★★★★

本表示は建築主の自己評価に基づくものです。

**CASBEE 埼玉県 20XX**

##### ■白黒表示例

**埼玉県分譲マンション環境性能表示**

緑化率 40% CO2削減率 25%

主 な 特 長	屋上緑化	壁面緑化	ビオトープ
	太陽光等発電	太陽熱利用	雨水利用
	L E D	省エネ設備	電気自動車スタンド
	二重サッシ	複層ガラス	真空ガラス
長	耐震性 1.25 倍	制 震	免 震

**総合評価** ★★★★★

本表示は建築主の自己評価に基づくものです。

**CASBEE 埼玉県 20XX**

## 3.2 表示が必要となる販売広告

特定建築物環境配慮計画が提出された特定マンションの広告のうち、価格と間取りが表示されている次の広告に標章（ラベル）の表示が必要になります。

### ■表示が必要となる広告

- 新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載される広告  
ただし、広告に係る面積が 62,370mm<sup>2</sup>（A4 判）以下であるものは除きます。
- CD-R、DVD などの電磁的記録の広告
- インターネットを利用する広告

### ■複数の特定マンションを同一広告に掲載する場合

- 特定マンションごとに建築物環境性能表示を表示してください。  
この場合、特定マンションと当該建築物環境性能表示との対応関係が分かるように表示してください。ただし、同一の評価の特定マンションが複数ある場合には、一つの建築物環境性能表示の表示とすることができます。

### ■表示の制限

- 特定マンションの建築主又は特定マンションの販売代理者等以外の方が建築物環境性能表示、またはこれと紛らわしい表示を行うことは条例（第 22 条の 7）で禁止されています。

## 3.3 建築物環境性能表示の標章（ラベル）の作成

### （1）様式の入手先

標章（ラベル）の様式は、県建築安全課のホームページから電子ファイルをダウンロードしてご使用ください。ラベルデータは、WORD（2007）のオートシェイプで作製しています。

#### ■県建築安全課のホームページ

URL：<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/kannkyou/hyoujijikijunntou.html>

## (2) 表示基準

建築物環境性能表示の基準は次のとおりです。

※平成23年6月7日制定 埼玉県建築物環境性能表示基準

CASBEE 埼玉県による評価結果		建築物環境性能表示の表示
緑化率 ※埼玉県建築物環境配慮計画の提出時に緑化率の根拠を併せて提出した場合のみ表示できる。		(緑化率の根拠を提出した場合) ○○% ※緑化率の算定方法 外構緑化面積÷外構面積×100 (%)  (緑化率の根拠を提出していない場合又は緑化率を算定していない場合) —
CO2 削減率		○○% ※CO2 削減率の算定方法 100% - A% A% = CASBEE 埼玉県 評価結果シート 2-3 ホールライフカーボ(温暖化影響チャート)の欄中の評価対象の割合 (%)
主な特長 ※主な特長はCASBEE 埼玉県評価結果シート3 設計上の配慮事項に記載した場合のみ表示できる。	屋上緑化 ※屋上緑化とは、屋上を緑化したものとする。	(該当する項目) 黒文字  (該当しない項目) 灰色文字
	壁面緑化 ※壁面緑化とは、壁面を緑化したものとする。緑のカーテンを含む。	
	ビオトープ ※ビオトープとは、敷地内にビオトープを設置したものとする。	
	太陽光等発電 ※太陽光等発電とは、太陽光等の自然エネルギーを利用した発電設備を設置したものとする。	
	太陽熱利用 ※太陽熱利用とは、太陽熱を利用した給湯設備等とする。	
	雨水利用 ※雨水利用とは、雨水利用の設備を設置したものとする。	
	LED ※LEDとは、LED化が可能な共用部分の照明を全てLED化した場合に限る。	
省エネ設備 ※省エネ設備とは、ヒートポンプ、コージェネ施設及び燃料電池等の省エネ設備を設置したものとする。		

	電気自動車スタンド ※電気自動車スタンドとは、電気自動車及びプラグインHV等の充電設備を設置したものである。	
	二重サッシ ※二重サッシとは、二重サッシを設置したものである。	
	複層ガラス ※複層ガラスとは、ガラスとガラスの間に気体を充填した複層ガラスを設置したものである。	
	真空ガラス ※真空ガラスとは、ガラスとガラスの間を真空としたガラスを設置したものである。	
	耐震性1.25倍 ※耐震性1.25倍とは、建築基準法に定められた基準の25%増以上の耐震性を有する場合とする。	
	制震 ※制震とは、制震装置を導入した場合とする。	
	免震 ※免震とは、免震装置を導入した場合とする。	
総合評価	C (BEE<0.5) (BEE：建築物の環境効率)	★☆☆☆☆
	B- (0.5≤BEE<1.0)	★★☆☆☆
	B+ (1.0≤BEE<1.5)	★★★☆☆
	A (1.5≤BEE<3.0)	★★★★☆
	S (3.0≤BEEかつ50≤Q) (Q：建築物の環境品質)	★★★★★

### (3) ラベルの色の指定

カラー及び白黒のラベルの色は、次のとおりとしてください。

カラーの場合（4色分解による色指定）	白黒の場合
基本（緑） （C：90%、M：25%、Y：100%、K：0%）	基本（スミ 100%） （C：0%、M：0%、Y：0%、K：100%）
コバトン、未特典星印、灰色文字（灰） （C：0%、M：0%、Y：0%、K：40%）	コバトン、未特典星印、灰色文字（灰） （C：0%、M：0%、Y：0%、K：40%）
黒文字 （C：0%、M：0%、Y：0%、K：100%）	黒文字（スミ 100%） （C：0%、M：0%、Y：0%、K：100%）
白文字 （C：0%、M：0%、Y：0%、K：0%）	白文字 （C：0%、M：0%、Y：0%、K：0%）
CASBEEロゴ、西暦（青緑） （C：95%、M：5%、Y：70%、K：0%）	CASBEEロゴ、西暦（スミ 100%） （C：0%、M：0%、Y：0%、K：100%）

### (4) その他

ラベルの中の「20××」とあるのは、特定建築物環境配慮計画の提出年度（西暦年）を表示してください。

また、書面による場合の建築物環境性能表示の大きさは、縦37mm以上、横60mm以上としてください。

## 4. 販売代理者等の受託者の責務

---

特定マンションの建築主が、販売等建築物の販売の代理若しくは媒介を委託する場合、販売若しくは媒介の委託先（以下、「販売代理者等」といいます。）に、建築物環境性能表示の表示を行わせてください。

また、販売代理者等の受託者は、建築物環境性能表示の表示等に協力してください。

## 5. 建築物環境性能表示の表示の届出

---

### （1）表示の届出

特定マンションの建築主は、建築物環境性能表示を広告に最初に表示した日から起算して15日以内に、「建築物環境性能表示の表示（変更）届出書」に、表示させた広告（写しも可）を添付し、特定建築物環境配慮計画を届出した県の機関へ2部提出してください。

また、変更の場合も同様とします。

なお、この写しは、色彩を識別することができるものとしてください。

表示の届出後、県のホームページで広告表示があることを公表します。

広告への表示は、特定建築物環境配慮計画を県に提出した直後に発行する広告から必要になります。また、特定マンションが完成した後1年以内に行う価格及び間取りが掲載された全ての広告に表示が必要になります。なお、表示の届出は、表示の内容に変更がなければ、初回のみ届出で結構です。

### （2）届出書に添付する広告又はその写し

届出書に添付する広告又はその写しは、磁気的方法又は光学的方法その他の知覚によって認識することができない方法により記録したもの（CD、DVD、ビデオテープなど）やインターネットの利用によるもの場合は、広告内容及び建築物環境性能表示が確認できる箇所を印刷したものを広告の写しとして添付してください。

## 6. 建築物の環境性能変更後の表示の取扱い

---

特定建築物環境配慮計画の内容に軽微な変更があり、併せて建築物環境性能表示の内容に変更が生じる場合は、特定建築物環境配慮計画の変更手続きは必要ありませんが、建築物環境性能表示については、変更の表示後、知事への届出※が必要です。

※埼玉県地球温暖化対策推進条例第 22 条の 4 参照

建築物環境性能表示の内容を変更した場合は、変更したことが分かるように変更した内容を建築物環境性能表示の変更届出書の備考欄に簡潔に記入してください。

なお、建築主等は変更前の広告の表示に基づき売買契約等を締結した特定マンション購入者に対して、内容の変更について説明を行ってください。

## 7. 購入者等への説明

---

特定マンションの建築主及びその販売代理者等は、当該建築物の購入予定者に対し、特定建築物環境配慮計画における環境への配慮に係る性能の評価について説明してください。

- ①建築物環境性能表示は、埼玉県地球温暖化対策推進条例・同施行規則に基づく表示であること
- ②特定建築物環境配慮計画が示す環境性能
- ③建築物環境性能表示の標章（ラベル）が示す内容と評価の意味
- ④標章（ラベル）に記載した主な特長に係る設備等の内容
- ⑤表示内容が、建築主が自ら評価した特定建築物環境配慮計画に基づいた結果であること
- ⑥特定建築物環境配慮計画の内容の概要が埼玉県のホームページに掲載されていること
- ⑦建築物環境性能表示を変更した場合は、その変更内容

## 8. 指導・助言・勧告

---

### (1) 指導・助言

特定建築物環境配慮計画、建築物環境性能表示、又は建築物の環境性能の内容の説明が不適切であると認められる場合には、改善を求める指導・助言を行う場合があります。

### (2) 勧告

次のような場合は、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することがあります。

- ①建築物環境性能表示の表示の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
- ②建築物環境性能表示の表示をしなかった、又はさせなかった場合
- ③虚偽の表示若しくは表示基準に違反する表示をした、又は表示させた場合
- ④建築物環境性能表示や環境性能の説明についての指導・助言に従わない場合
- ⑤表示内容が埼玉県建築物環境性能表示基準に照らして著しく不十分であると認める場合

さらに、正当な理由なくこれらの勧告に従わなかったときは、その旨を公表する場合があります。

### (3) 特定マンションの建築主及び販売代理者等以外の者への勧告等

建築物環境性能表示の義務のある者以外の者が、表示基準に基づく表示又はこれと紛らわしい表示を行った場合にも、改善を求める指導や助言又は期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することがあります。

## 9. その他の注意事項

---

### (1) 適正な表示

埼玉県地球温暖化対策推進条例の関係規定、不当景品類及び不当表示防止法、社団法人首都圏不動産公正取引協議会不動産の表示に関する公正競争規約など、表示について関係法令等を遵守して適正な表示を行ってください。

### (2) 建築物環境性能表示における評価結果

建築物環境性能表示は埼玉県が認証を与えるものではなく、特定マンション建築主が自主的に環境への配慮の取組結果を表示するものです。

### (3) 宅地建物取引業法の重要事項説明との関係

建築物環境性能表示の内容は、宅地建物取引業法が定める重要事項説明には該当しませんが、埼玉県地球温暖化対策推進条例では特定マンションの購入予定者への説明を求めて

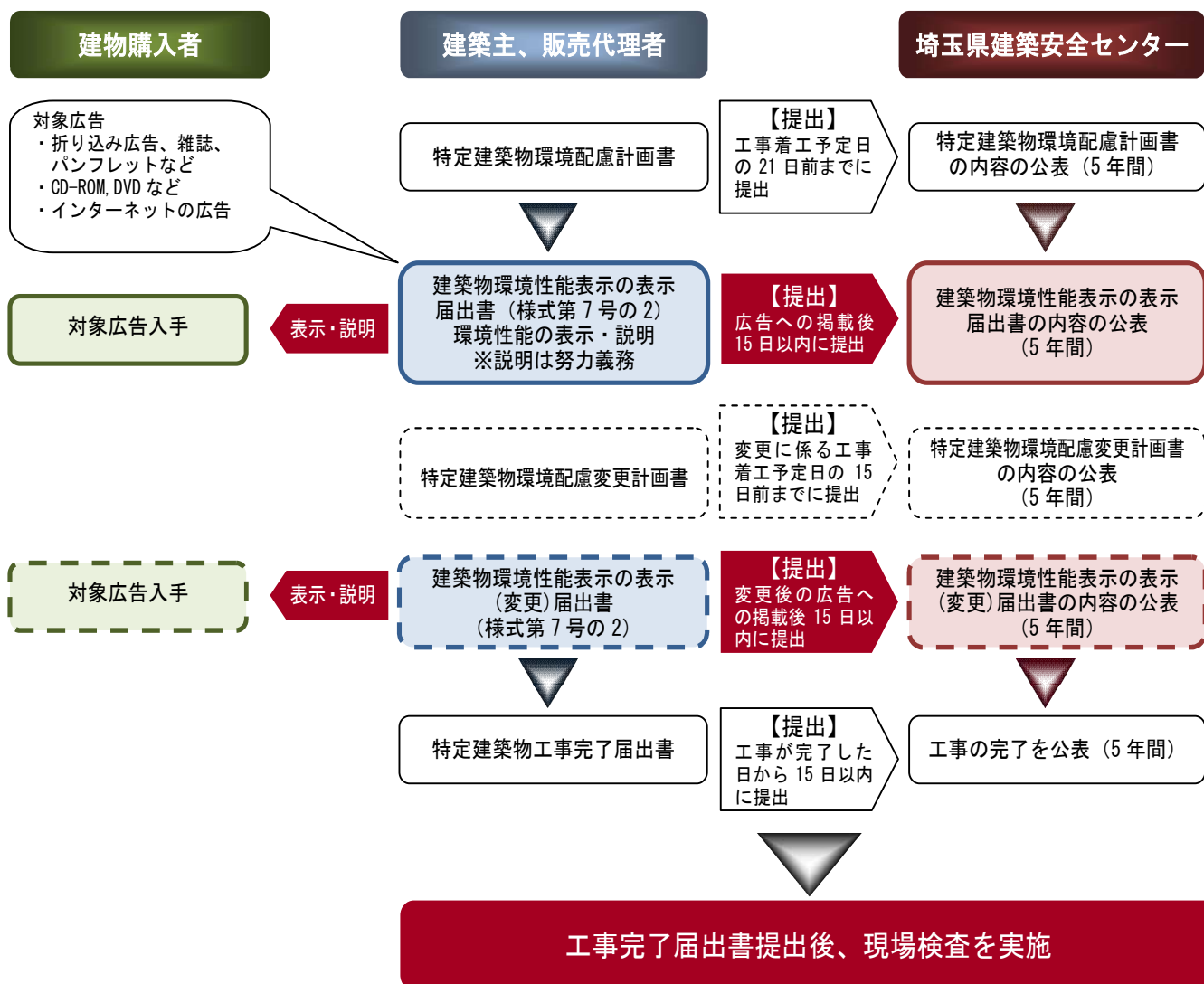
います。

#### (4) 特定マンションの工事完了に伴う検査

特定建築物環境配慮計画に係る工事が完了した場合、特定マンションについて完了検査を実施します。なお、特定建築物工事完了届出書に特定マンション工事完了環境性能表示チェックリストを添付してご提出ください。

検査は、工事が完了した特定マンションの状況を県の職員が目視等により調査し、建築物環境性能表示として表示した内容との整合を確認するものです。

## 10. 建築物環境性能表示の手続き



# 11. 届出様式と記載上の注意事項

様式第7号の2（第12条の5関係）

建築物環境性能表示の表示（変更）届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

届出者は特定マンション建築主です

届出者 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者の氏名  
（個人事業者にあつては、住所  
及び氏名）  
電話番号

建築物環境性能表示を 最初に表示した（最初に表示させた）  
変更して最初に表示した（変更して最初に表示させた） ので埼玉県地

球温暖化対策推進条例第22条の4前段（後段）の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称 及び所在地	フリガナ 名称 所在地	該当する□にチェックを 入れてください。	
特定建築物環境配慮計画 提出年月日	年 月 日		
建築物環境性能表示を 表示した者	<input type="checkbox"/> 特定マンション建築主 <input type="checkbox"/> 販売代理者等		
販売代理者等に関する事項	主たる事務所の所在地 名称 代表者の氏名 （個人事業者にあつては、住所及び氏名） 電話番号		
建築物環境性能表示を （変更して）最初に表示し、 又は表示させた日	年 月 日		
連絡先	所属部署 職・氏名 電話番号		
※受付処理欄	※受付年月日	※備考	表示した広告又はその写し を添付してください。
	年 月 日		
	※整理番号		

- 注 1 表示した場合・表示させた場合の別又は表示・変更表示の別については、○で囲むか、二重線で消すことにより特定すること。
- 2 販売代理者等に関する事項の欄は、他人に特定マンションの販売の代理又は媒介をさせた場合において、当該特定マンションの販売を目的とする広告中に建築物環境性能表示を表示させたときに記載すること。
- 3 建築物環境性能表示を表示し、若しくは表示させた広告又はそれらの写し（色彩を識別することができるものに限る。）を添付すること。
- 4 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第7号特定建築物工事完了届出書に添付する環境性能表示チェックリスト

特定マンション工事完了環境性能表示チェックリスト

年 月 日

特定マンション建築主 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

( 個人事業者にあつては、住所  
及び氏名 )

電話番号

特定マンションの工事が完了し環境性能表示に係る事項について次のとおり確認したので、特定建築物工事完了届出書に添えて届け出ます。

建築物の名称 及び所在地	フリガナ 名称 所在地	変更届出を提出している場合、当初を含め全 ての提出日を記入してください。	
特定建築物環境配慮 計画届出年月日	年 月 日	建築物環境性能表示の 表示届出年月日	年 月 日
連絡先	所属部署 職・氏名 電話番号	変更届出を提出している場合、当初を含め 全ての提出日を記入してください。	
環境性能表示の実施状況確認事項			
I、特定マンションを購入しようとする者への環境性能表示の説明に関すること			
1 購入しようとする者へ環境性能表示について説明を行ったか		<input type="checkbox"/> した	<input type="checkbox"/> しない
2 環境性能表示に変更が生じた後、当該変更について購入しようとする者及び購入した者へ環境性能表示変更の説明を行ったか		<input type="checkbox"/> した	<input type="checkbox"/> しない
II、環境性能表示の表示事項に関すること			
1 特定建築物環境配慮計画の基づき工事を行ったか		<input type="checkbox"/> した	<input type="checkbox"/> しない
2 表示した緑化率の緑化工事を行ったか		<input type="checkbox"/> した	<input type="checkbox"/> しない
3 表示したCO2の削減が図られる工事を行ったか		<input type="checkbox"/> した	<input type="checkbox"/> しない
4 表示した主な特長の設備等の工事を行ったか		<input type="checkbox"/> した	<input type="checkbox"/> しない
5 工事内容の確認者 住所 氏名 資格 一級建築士(番号: )、CASBEE 建築評価員(番号: ) その他( )、番号( )			
III、上記項目で☑しないにチェックした場合のその理由と対応			
理由とその対応	出来るだけ具体的に、その理由と対応につ いて記入してください。		
※ 受付 処理 欄	※ 受付年月日	※ 備考	
	年 月 日		
	※ 整理番号		

- 注 1 該当する□に✓を入れてください。  
2 ※印の欄には、記載しないこと。